

平成 25 年 8 月 30 日
日本原子力発電株式会社

原子力規制委員会に対する参考人の陳述に関する申立てについて

当社は、平成 25 年 7 月 16 日に原子力規制委員会に提出した敦賀発電所 2 号機使用済燃料貯蔵設備に関する報告徴収命令に対する異議申立てに関連し、本日、添付の申立てを行いましたので、お知らせいたします。

○添付資料

- ・参考人の陳述に関する申立てについて

以 上

平成25年8月30日

原子力規制委員会

委員長 田中 俊一 殿

異議申立人 日本原子力発電株式会社

代表者 取締役社長 濱田 康男

代表者 取締役副社長 増田 博

代表者 取締役副社長 市村 泰規

参考人の陳述に関する申立てについて

平成25年7月16日付で当社が貴委員会に提出した異議申立書（平成25年7月29日付で一部補正）に関し、行政不服審査法第48条によって準用される第27条の規定に基づいて、下記のとおり参考人の陳述を申し立てます。

記

1. 陳述を求める参考人の住所、氏名

(1) 住所

(2) 氏名 広島大学大学院文学研究科教授 奥村 晃史 氏

2. 参考人の陳述を必要とする理由

(1) 奥村教授は、第四紀地質学の専門家であり、活断層と地震に関する研究、テフラに関する研究、放射性炭素同位体年代測定を手がけている。また、原子力安全委員会耐震安全性評価特別委員会・原子炉安全専門審査会専門委員、地震調査推進本部専門委員等を歴任し、現在は、国際原

子力機関（I A E A）国際耐震安全センター科学委員会委員，国際第四紀学連合（I N Q U A）副会長，日本学術会議連携会員を務めている。

- (2) 奥村教授は，敦賀発電所敷地内破碎帯調査及びそれに基づく科学的判断等の客観性を高めること等を目的として行われた内外の専門家からなる外部レビューに参加し，その一環で実施された敦賀発電所での現地調査も行っている。また，奥村教授からは，敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する意見書を受けている（平成25年4月24日付「敦賀発電所 敷地の地質・地質構造 D-1 破碎帯について」(証拠書類 1-16) 139～140頁)。
- (3) 以上に述べた経歴等を踏まえ，本件において奥村教授に陳述させることが必要である。

3. 参考人に陳述を求める事項

専門分野に係る知識，これまでの経験等を踏まえた敦賀発電所敷地内破碎帯に関する見解

4. 希望する事項

奥村教授による参考人陳述日時については，本人の都合も確認しながら，調整されるようお願いしたい。

5. 参考人として陳述することについての諾否

奥村教授からは，本件に関して参考人として陳述することについて，既に内諾を得ている。

以 上